

介護職員の処遇改善を求める意見書

介護職員の賃金改善と離職率低減を目指して2009年10月から実施された介護職員処遇改善交付金制度は2012年の介護報酬改訂で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることになったが、この加算制度は2015年3月末までの期限付きであり、その後の取り扱いについては不透明な状況にある。

超高齢社会を迎える中、いまだに介護職員不足は深刻で、離職者が依然として高い状況にあり、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護の崩壊」をくい止め、今後も安全・安心の介護を実現するためには、介護職員の確保に向け賃金の改善等、処遇改善が不可欠である。

よって、国においては、介護職員の人材確保が図られるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 介護職員の処遇改善のため、賃金改善等必要な施策の推進を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安倍晋三
厚生労働大臣	田村憲久
財務大臣	麻生太郎
文部科学大臣	下村博文
総務大臣	新藤義孝